#### 

フプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



高齢化社会の進展、 費者被害を救済するため、消費者契約法が改正。消費者契約の取消権の拡充 免責の範囲が不明確な条項は無効とするなどの改正が行われた。

があります。

めの法律です。消費者契約には、 ことなどを規定して、消費者を保護するた 費者にとって不当な契約条項は無効である 権利関係の基本法である民法も適用されま に契約を取り消すことができることや、 行為がなされて消費者契約を締結した場合 消費者契約法は、 民法と異なり、 消費者契約法は、消 私人間の 消

# 「消費者契約法」とは

令和5年施行

消費者契約法」改正のポイント

不本意な契約を締結させられてしまうこと 差があります。 持っている情報の質と量や交渉力に大きな 間で締結される契約を、「消費者契約」と 買物をしたり、 を利用した事業者により、消費者にとって 者と事業者との間には、その契約に関して いいます。消費者契約を締結するとき、消費 います。このように、消費者と事業者との 私たちは、 事業者との間で様々な契約を締結して 普段の生活の中で、スーパーで そのため、そのような立場 スポーツクラブに入会した

り、

事業者から不当な勧 誘 法は、

### して、消費者の保護を図っています 民法よりも広く契約の取消しを認めるなど

### 改正の社会背景消費者契約法

通常国会により消費者契約法の改正が行わ にわたって改正が行われてきました。 行された後、社会の変化に合わせて、 な事例が生じていたことから、令和4年の 化していることや高齢化社会がますます進 引の急増により消費者被害が多様化、 令和5年1月5日に、 が行われました。 するため、 害が明らかになり、 れました。また、宗教団体による消費者被 んだことにより、既存の規定では救済困難 消費者契約法は、平成13年4月1日に施 しかし、 同年6月1日に施行されました。 臨時国会においても同法の改正 コロナ禍を経てオンラインの取 臨時国会による改正法は そのような被害を救済 通常国会による改正 複雑 数回

### 改正の内容

### 消費者契約の取消権の拡充

1

事業者の不当な勧誘により消費者契約を

費者と事業者の間の前述の差を考慮して、

ことができます。 るものを規定しています。 困惑させるもの、 勧誘行為として、 約の申込み又は承諾の意思表示を取り消す 締結させられた場合、 消費者を誤認させるもの、 過量な内容の契約をさせ 消費者契約法は、 消費者は、 消費者契 不当な

改正により、困惑させるものの類型に左記

1 を締結させられた場面を想定するものです。 契約の締結を断りにくい状況にされて、 が追加されました。いずれも、消費者にとって 勧誘することを告げずに、消費者を退 退去困難であることを知りながら勧誘 した場合 去困難な場所へ連れて行き、消費者が

消費者が、契約を締結するかを相談する ために第三者へ連絡することを、 ような言葉を交えて妨害した場合

2

できるのは、 が定められていましたが、 現状を変更して勧誘した場合 霊感等を用いた勧誘行為 改正前から、 事業者が消費者自身に重大な 困惑させるものの 取り消すことが (霊感商法)

つに、

3

契約締結前に、事業者が契約の目的

いずみパートナーズ 法律事務所 弁護士

佐々木 明子 [ささき・あきこ] 中央大学法科大学院卒業 趣味は旅行、スポーツ観戦

その不安をあおり、 た場合のみでした。 にその重大な不利益を避けられるよう告げ 不利益を与える事態が起こるように言って、 契約を締結すれば確実

締結が必要不可欠である旨を告げた場合に そのような不安を抱いていることに便乗し することができないとの不安あおり、又は 重要な事項について、重大な不利益を回避 も、契約を取り消すことができるようにな て、その重大な不利益を避けるには契約の 消費者の親族の生命、身体、財産その他の しかし、改正により、消費者自身に限らず

ができるのは、 る程度の時間が必要だからです。 商法による影響から抜け出すためには、 後者につき10年間に伸長されました。霊感 霊感商法については、前者につき3年間、 5年間です。これについても、改正により、 知った時から1年間、又は契約締結時から た状況が消滅し、かつ取消権があることを 消費者契約法により契約を取り消すこと 取り消しの原因となってい あ

2) 事業者の免責の範囲が不明確な条項は 和5年1月5日までに取消権の時効が完成 していなければ、 改正前に締結された契約であっても、 改正法が適用されます。 令

や不法行為による損害賠償責任を全て免除 消費者契約法は、「事業者の債務不履行

> 及を消費者に断念させることになりかねま 事業者がどのような場合に責任を免れるの することがありました。しかし、これでは、 を免除する」などの曖昧な契約条項を作成 者は、「法律上許される限り事業者の責任 過失がある場合に事業者の損害賠償責任の すること」や、「事業者に故意又は重大な せんでした。 条項を無効としています。そのため、 かが分かりにくく、事業者に対する責任追 部を免除すること」などを規定した契約

過失の場合にのみ免除される旨を明らかに していない場合」は、無効となりました。 免除する契約条項について、「事業者が軽 改正では、事業者の損害賠償責任を一部

ます。

# 3) 事業者の努力義務の拡充

らないとされました。 消費者に対し、次のことに努めなければな ていることから、改正により、事業者は、 消費者契約がますます多様化、 複雑化し

- 2 1 )消費者が定型約款(不特定多数の者を 勧誘時に、消費者の知識及び経験に加 えて、年齢と心身の状態も総合的に考 提供を行うこと 相手方として行う取引の際に契約内容 慮した上で必要な情報提供を行うこと を示すよう請求するために必要な情報 とするために準備された条項)の内容
- (3) 消費者契約により定められた消費者が

4 消費者に対し、消費者契約の解除に伴 すること

内容をより丁寧に説明することが求められ 除時まで、消費者に対して、消費者契約の ませんが、事業者には、契約締結時から解 で直ちに慰謝料等が発生するものではあり 努力義務ですから、事業者が怠ったこと 根拠の概要を説明すること 説明を求められたときは、それらの算定 を請求する場合において、消費者から を定める条項に基づきそれらの支払い う損害賠償の額を予定し、又は違約金

# 4) 適格消費者団体に関する改正

勧誘行為や契約条項の差止請求等を行うこ ないと規定されました。 者は、これに応じるよう努めなければなら 定根拠の説明などを求められたとき、事業 契約条項の開示や解除に伴う違約金等の質 適格消費者団体から、不当条項と疑われる 適切に行うことができるよう、改正により、 とができる団体です。同団体がその請求を を防止するために、事業者に対し、 ら認定を受けて、消費者被害の発生や拡大 「適格消費者団体」とは、内閣総理大臣か

より進むことが期待されます を容易にすることによって、消費者保護が 適格消費者団体が差止請求等を行うこと

有する解除権の行使に必要な情報を提供